

○企業との共同研究のもとでの博士学位取得のための実施基準

平成 31 年 3 月 27 日

教育・国際連携本部会議 承認

企業との共同研究のもとで当該企業の社員が博士後期課程の学生として博士の学位を取得する場合においては、学位審査における利益相反*や、特許等の知財関係の出願に関する内容等の秘匿性のある研究内容を用いて学位論文とする際の公表に関する懸案などが考えられる。これらの点を鑑み、企業との共同研究の成果により当該企業の社員に対して博士後期課程の学生として学位審査を実施する場合については、つぎの実施基準に従うものとする。

1. 当該企業の社員に対して博士後期課程の学生として学位審査を実施する場合でも、通常の博士後期課程学生と区別せず同一の審査基準で実施する。
2. 学位審査において、原則、指導教員（および共同研究契約における研究代表者、並びに研究分担者）を審査員主査とすることはできない。ただし、指導教員（および共同研究契約における研究代表者、並びに研究分担者）を審査員主査としないことにより、審査の水準を確保できないとコース担当教員会議で判断された場合には、指導教員（もしくは共同研究契約における研究代表者、又は研究分担者）を審査員主査とすることができる。その場合、5名の審査員以外に、学外者1名（当該共同研究の関係者は除く）を必ず審査員に含むものとする。
3. 学位審査における、論文発表会は、公開により、必ず実施するものとする。
4. 学位審査等取扱要項第22条により学位申請をする場合、単位取得満期退学後2年以内に論文博士の手続きにより学位論文を提出する条件を、退学後4年以内に変更する。

（注1）上記の4により、学位申請の受付を退学後4年以内とすることで、特許等の知財関係の手続きを完了したのちに、査読付き論文誌や国際会議等での発表、そして、公開による論文発表会（公聴会）を可能とするものである。

なお、上記の4については、特許等の知財関係の手続きを行っている者だけでなく、全ての博士後期課程学生に適用する。

（注2）企業による共同研究の成果を用いて本学の博士後期課程の学生（当該企業の社員ではない）が博士の学位を取得する場合には、企業側の特許等の知財関係の都合で当該学生の学位取得時期が必要以上に遅くならないよう、指導教員は学位論文に秘匿性がある研究内容を含まないように企業側と相談のうえ、指導を行うこと。

なお、やむを得ない事由により学位論文に秘匿性がある内容を含む場合は、特許等の知財関係の手続きを完了したのちに、学位審査に係る手続きを行うこと。

（注3）本実施基準は論文博士による学位審査の場合も適用する。

* 指導教員が共同研究契約のもとで企業と共同研究を実施している場合、当該企業から社会人博士課程学生を受け入れること自体について問題はないが、当該学生への学位の授与に関し、その審査の客観性・公平性・透明性について社会から疑義を持たれる可能性があることから、より一層その客観性・公正性・透明性を担保する必要がある。